

事務連絡
令和6年3月14日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その3の2）について （令和6年1月10日福岡県北九州市発注工事に伴う死亡事故）

本年1月10日、福岡県北九州市発注の側溝新設工事に伴う水道管切り替え工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約1.35mの掘削穴の中で、作業員が検測をしていたところ、側面の鉦滓塊が崩落し、作業員が崩落した鉦滓塊の下敷きとなり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・先行して隣接するガス管の移設工事を行っており、土砂が崩落しやすい状況であったにもかかわらず、掘削深が1.5m未満であるため、土留の設置を行わず作業を行ったこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

同様の安全対策の不備による死亡事故が複数発生しており、各下水道管理者におかれましては、改めて工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底を確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を再度徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

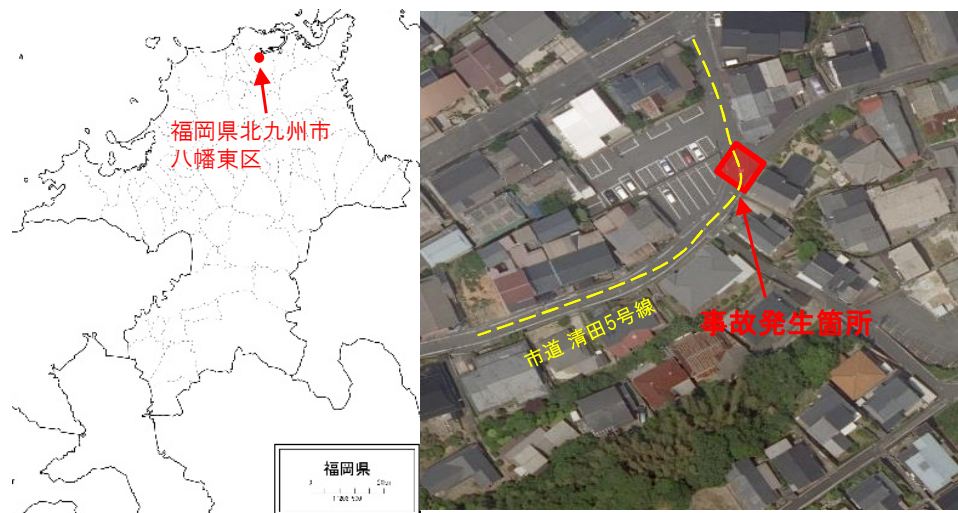
側溝新設に伴う水道管の切り替えを行うため、元請け業者がバックホウにより掘削作業を行った後、掘削箇所（深さ1.35m）に水道工事業業者（市委託）の作業員が入り、かがんで検測していたところ、側壁の鈹滓が剥がれ落下。

作業員は、鈹滓塊の下敷きとなり死亡した。

【事故発生原因】

先行して隣接するガス管の移設工事を行っており、土砂が崩落しやすい状況であったにもかかわらず、掘削深が1.5m未満であるため、土留の設置を行わず作業を行ったこと。

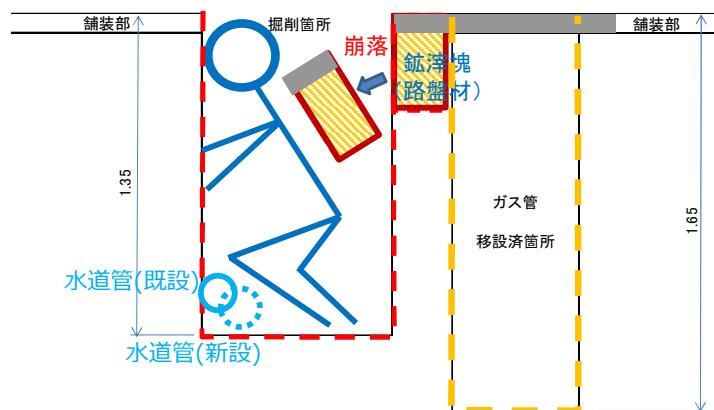
【位置図】



【再発防止策】

- ・ 土砂の崩落の危険性がある箇所については、掘削深1.5m未満であっても、土留の設置、または崩壊の恐れがある土砂の撤去を行う。
- ・ 施工業者が混在する場合は、安全責任体制を明確にする。
- ・ 安全責任者は常駐し、安全施工および周囲の安全状況の監視を行う。
- ・ 土留不要と判断した場合でも、不測の事態に備えて、土留材料の準備を行う。

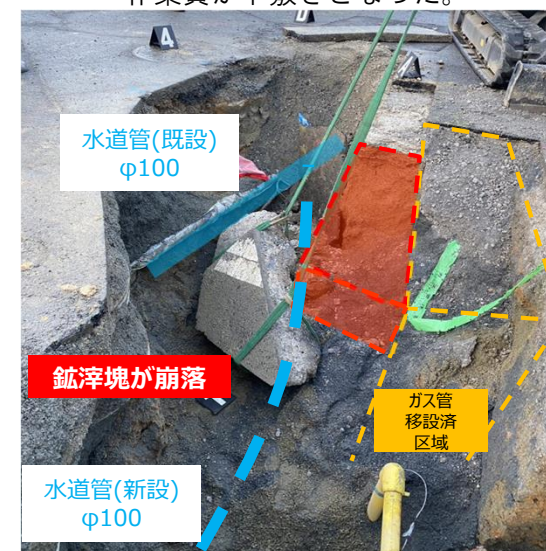
【状況図】 (横から見た状況図)



224

【状況写真】

側面の鈹滓塊等が崩落し、作業員が下敷きとなった。



事 務 連 絡
令和6年3月18日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について」（令和6年3月8日付事務連絡）が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、引き続き、適切に対応していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和6年3月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市入札契約担当部局長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

本年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、令和6年度から適用される国土交通省直轄土木工事における週休2日の取得に要する費用の計上について、別添1及び2のとおり行うこととし、また、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」を別添3及び4のとおり行うこととしておりますので、お知らせします。

そのほか、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上についても、別添5及び6のとおり行うこととしておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

国会公契第 30 号
国官技第 374 号
令和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
 技術調査課長
 (公印省略)

工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)」(令和 4 年 3 月 31 日付け国会公契第 59 号、国官技第 369 号)により、週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 6 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日

- ①月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1.04
- ・ 機械経費（賃料） 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.05

【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1.02
- ・ 機械経費（賃料） 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.02

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において、月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和4年3月31日付け国会公契第59号、国官技第369号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第 3 2 号
国技建管第 7 号
令和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の
運用について

工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国会公契第 30 号、国官技第 374 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について（令和 4 年 3 月 31 日付け国会公契第 58 号、国技建管第 22 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

週休2日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成28年度から週休2日工事を実施し、令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、週休2日工事の取組件数も順次拡大してきたところである。

現在の週休2日工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、今後は月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要であり、新たな補正係数を設定することにより、建設現場の月単位の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事等

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が4億5千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することを原則とする。

なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日工事（発注者指定方式）が前提となる。

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国会公契第30号、国官技第374号）で通知した補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。なお、市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第9号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第10号）によるものとする。

（1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・
日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）
を達成しているものとみなす

② 通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を明記したうえで、
当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経
費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの
は、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請
負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについて
は、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得
を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期
の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じ
て、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順
守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものと
する。

② 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各
経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの
及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わな
かったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）
は、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請
負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについて
は、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の
週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後におけ
る直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行
うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないな
ど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった
場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1に
おける考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点

数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

(3) その他

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ② 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③ 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和5年3月17日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むもの

とする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国会公契第 3 1 号
国官技第 3 7 5 号
令和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局
総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
技術調査課長
(公印省略)

週休 2 日交替制適用工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休 2 日交替制モデル工事の試行について」(令和 4 年 3 月 31 日付け国会公契第 57 号、国官技第 370 号)により、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休 2 日交替制モデル工事」を行っているところであるが、週休 2 日交替制モデル工事の取組状況等を踏まえ、令和 6 年度以降に発注する週休 2 日交替制適用工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日交替制

- ①月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。
- ②通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を原則とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日交替制に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日交替制は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日交替制は必須）

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1.04
- ・ 現場管理費率 1.03

【通期の週休2日交替制適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1.02
- ・ 現場管理費率 1.01

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記するとともに、月単位の週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制又は通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日交替制の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う「週休2日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「週休2日交替制モデル工事の試行について」（令和4年3月31日付け国会公契第57号、国官技第370号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第33号
国技建管第8号
令和6年3月6日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「週休2日交替制適用工事の試行について」の運用について

工事の週休2日の取得に要する費用の計上について、「週休2日交替制適用工事の試行について」(令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号)が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う「週休2日交替制適用工事」に適用する。
- 2 「「週休2日交替制モデル工事の試行について」の運用について」(令和4年3月31日付け国会公契第56号、国技建管第23号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

別紙

週休2日交替制適用工事の試行に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き型改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事等

(1) 対象工事

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち、以下に該当する工事については週休2日交替制適用工事として発注することを原則とする。

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

(2) 発注方式

(1)のうち、支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が4億5千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、月単位の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休2日交替制適用工事（受注者希望方式）で発注することができる。

これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、月単位の週休2日交替制適用工事（受注者希望方式）で発注することを原則とする。

なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式か受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）が前提となる。

3. 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」）に応じて、「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和6年3月6日付け国会公契第31号、国官技第375号）で通知した補正係数を、各経費に乗じるものとする。

なお、市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第9号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第10号）によるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

(1) 技術者及び技能労働者の休日率の状況

休日率の状況は、次のとおりとする。

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

② 通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制又は通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日交替制の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。

月単位の週休2日交替制の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日交替制の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日交替制の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

(3) その他

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は全ての技術者及び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③ やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

週休2日交替制適用工事のうち、現場閉所困難工事の工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和5年3月17日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。
- (4) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

国技建管第9号
令和6年3月6日

各地方整備局
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
 事業振興部 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局
 開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和3年2月19日付国技建管第9号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付国会公契第30号、国官技第374号）及び「週休2日交替制適用工事の試行について」（令和6年3月6日付国会公契第31号、国官技第375号）が通知され、また、週休2日交替制適用工事における補正係数を設定したことから、市場単価方式による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

(1) 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

また、既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

(2) 「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和3年2月19日付け国技建管第9号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

国技建管第 10 号
令和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
 事業振興部 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局
 開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)

土木工事積算における土木工事標準単価の活用については、「物価資料掲載の土木工事標準単価の活用について」(平成 28 年 3 月 15 日付国技建管第 17 号) 及び「市場単価を用いた積算の一部廃止について」(平成 29 年 3 月 15 日付国官技第 309 号) にて通知されているところである。

この度、土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について、補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

土木工事標準単価を活用した週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙 1、2 に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

- (1) 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限が設定されている工事に適用する。また、既契約工事については、本通知の適用対象外とする。
- (2) (1) の対象工事のうち、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する補正係数については、別紙 1 を適用する。
- (3) (1) の対象工事のうち、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事に適用する補正係数については、別紙 2 を適用する。

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

国技建管第17号
平成28年3月15日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
国土技術政策総合研究所 建設マネジメント研究官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

物価資料掲載の土木工事標準単価の活用について

物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」に掲載されている土木工事標準単価（以下に記載）について、土木工事の予定価格の積算に活用してよいこととするので、貴管内の職員に周知すること。

また、貴管内の地方公共団体にその旨参考周知すること。

<施工単価>

建設物価「土木コスト情報」・・・土木工事標準単価
積算資料「土木施工単価」・・・土木工事標準単価

<活用方法>

物価資料掲載の単価と同様の扱いとし、同工種区分が両資料に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価を活用する。

国官技第309号
平成29年3月15日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

大臣官房技術審議官
(公印省略)

市場単価を用いた積算の一部廃止について

以下に示す市場単価6工種については、民間と民間との間での良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止し、(一財)物価調査会及び(一財)経済調査会が実態調査を元に設定する歩掛をもとにした単価「土木工事標準単価」に移行する。

なお、廃止の時期は、以下に示すとおりとし、それまでは積算に活用するものとする。

廃止する市場単価

1. 平成29年9月末日で廃止する工種
 - ① 区画線工、 ② 高視認区画線工、 ③ 排水構造物工

2. 平成30年3月末日で廃止する工種
 - ④ コンクリートブロック積、 ⑤ 橋梁塗装工、 ⑥ 構造物とりこわし工

事務連絡
令和6年3月19日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 管理企画指導室 企画専門官

下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について

デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、令和4年12月デジタル臨時行政調査会において、国が定める法令・通知等による規制を対象として「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が示されたところである。

当該工程表のうち下水道関係の往訪閲覧に係る別添の各条項については、近年、各公共下水道管理者の判断でデジタル技術の活用がなされていると承知しているが、国が定める通知等によってデジタル技術の活用について明示されていないことを理由として、対応が必要とされた。

このような指摘を踏まえ、別添の各条項の取扱いについて下記の通りとしたので適切に対応されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

記

別添の往訪閲覧に係る各条項については、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする。

以上

(参考)

○デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/1c54acda/20230621_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_itinerary_01.pdf

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型
下水道法	国土交通省	第9条第1項	公共下水道供用開始時の図面の事務所で の縦覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第9条第2項	終末処理場の処理開始時の図面の事務所 での縦覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第23条第3項	公共下水道台帳の閲覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第25条の6 第1項	管理協定を締結しようとする際の縦覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第25条の7	管理協定を締結した際の縦覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第25条の8	管理協定の変更の縦覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第25条の30 第1項	流域下水道台帳の閲覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第27条第1項	都市下水路の区域の縦覧	往訪閲覧
下水道法	国土交通省	第31条	都市下水路台帳の閲覧	往訪閲覧
下水道法施行規則	国土交通省	第7条	終末処理場で処理することが困難な物質 の処理施設に係る区域等の縦覧	往訪閲覧

事 務 連 絡
令和6年3月22日

別記県下水道担当課長 殿
別記政令市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室長

下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について

令和6年能登半島地震では、マンホール浮上や管路の破損が生じたり、下水処理場、ポンプ場にて場内埋設配管等の破損が生じるなど、多くの被害を受けました。国土交通省では、学識者等からなる「上下水道地震対策検討委員会」（委員長 滝沢智 東京大学教授）を設置し、下水道施設の復旧のあり方などについて検討していただいているところです。今般、同委員会により別添のとおり「上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について」がとりまとめられました。

今後の下水道施設の本復旧にあたっては、本内容を踏まえ、適切な対応を図られたい。

なお、県におかれましては、管内市町村（政令市を除く。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

別記

石川県

新潟県

富山県

福井県

新潟市

上下水道施設の本復旧にあたっての耐震指針の適用について

令和6年3月12日

上下水道地震対策検討委員会

上下水道施設については、未だ応急復旧中であり、被災状況の調査も途上の段階だが、上下水道の1日も早い本復旧も強く求められている。そのため、上下水道施設の本復旧にあたっては以下の通りとする。

(1) 水道施設

- ・水道施設については甚大な被害が発生しているものの、現時点では耐震対策を実施している施設においては概ね機能が確保されていた。
- ・したがって現行の耐震設計の考え方は有効であると考えられる。
- ・水道施設の本復旧にあたっては、「水道施設耐震工法指針・解説 2022年版」((公社)日本水道協会)に準拠して設計・施工することが適当である。

※国の財政支援として、令和6年能登半島地震に係る水道施設等の災害復旧費補助金を活用可能

(2) 下水道施設

- ・下水道管路で多くの被災が確認されたものの、流下機能は概ね確保されていた。
- ・下水処理場やポンプ場についても致命的な損傷はなく、早期に機能確保することができた。
- ・したがって現行の耐震設計の考え方は有効であると考えられる。
- ・下水道施設の本復旧にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」((公社)日本下水道協会)に準拠して設計・施工することが適当である。

※国の財政支援として、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を活用可能

以上

事務連絡
令和6年3月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、機械設備工事における週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところですが、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、令和6年度以降に発注する週休2日工事について、国土交通省大臣官房会計課長参事官（イノベーション）より「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月18日付通知）が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、引き続き、適切に対応していただきますようお願いいたします。

国会公契第 35 号
国官参イ第 191 号
令和 6 年 3 月 18 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
 参事官(イノベーション)
 (公印省略)

機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

建設業の働き方改革を推進する観点から、「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 3 年 3 月 23 日付け国会公契第 55 号、国総公第 135 号）により、機械設備工事における週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上を行っているところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 6 年度以降に発注する週休 2 日工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 週休 2 日

- ①月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1.04
- ・ 機械経費（賃料） 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.05

【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1.02
- ・ 機械経費（賃料） 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において、月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえ

で予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

附 則

- 1 本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(令和3年3月23日付け国会公契第55号、国総公第135号。以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

国会公契第 36 号
国技施第 27 号
令和 6 年 3 月 18 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

施工企画室長

(公印省略)

「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の
運用について

機械設備工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 18 日付け国会公契第 35 号、国官参イ第 191 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」（令和 3 年 3 月 23 日付け国会公契第 56 号、国総施安第 5 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

週休2日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成28年度から週休2日工事を実施し、令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、週休2日工事の取組件数も順次拡大してきたところである。

現在の週休2日工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、今後は月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要であり、新たな補正係数を設定することにより、建設現場の月単位の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事等

機械設備工事のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が4億5千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することができる。

これ以外の機械設備工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することを原則とする。

なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日工事（発注者指定方式）が前提となる。

3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月18日付け国会公契第35号、国官参イ第191号）で通知した補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。

（1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものとみなす

② 通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

(3) その他

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ② 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③ 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和5年3月17日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

(地方整備局等下水道担当課長経由)
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課下水道国際・技術室 課長補佐

「地域バイオマス利活用及び下水熱利用における課題解決のためのポイント・事例集」
の公開について (周知)

平素より下水道行政の推進に格段の御理解、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

下水道事業における脱炭素化に向けては、令和4年3月に取りまとめた「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書」に基づき、国土交通省は脱炭素・循環型社会への転換を先導する「グリーンイノベーション下水道」を下水道の目指すべき姿として、各種取組を進めております。

今般、下水道管理者が取組の事業化を目指す際の参考資料として、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」の活用自治体や先進自治体が事業化を目指す上で課題となったことや、課題解決のために検討したことを中心に、課題と解決のポイントという形でまとめた、「地域バイオマス利活用及び下水熱利用における課題解決のためのポイント・事例集」(ポイント・事例集)を作成しました。「ポイント・事例集」を活用し、更なる地域バイオマス利活用及び下水熱利用の促進に繋げて頂けますようお願い致します。

都道府県下水道担当部(局)におかれましては、貴管下の下水道事業者等への情報提供をお願い申し上げます。

記

1. 主な内容

- ・「ポイント・事例集」は、下水道管理者が、下水処理場における地域バイオマスの利活用と、下水熱利用に関する取組を実施する際に、FAQとして用いることを想定しております。特に、取組検討の初期段階においては、先進事例の取組のポイントを概観し、イメージを掴むための資料としても活用されることを想定しております。
- ・「ポイント・事例集」は全4章で構成されており、各課題に対する詳細な対応については、2章に示す、地域バイオマスの利活用や下水熱利用に関する既存のマニュアル等に整理されています。また、地域バイオマス利活用の検討事例は3章に、下水熱利用の検討事例は4章に整理されています。

2. ポイント・事例集の掲載場所

国土交通省 下水道部 HP

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000878.html

※「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」の令和5年度の派遣結果は以下のリンク先に掲載しましたので、あわせてご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000628.html

3. 問い合わせ先

下水道部下水道企画課下水道国際・技術室 岩渕、横森

TEL:03-5253-8691 E-mail: iwabuchi-m2c4@mlit.go.jp , yokomori-k2h5@mlit.go.jp

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 268 について
（令和6年2月分）

1. 維持管理作業事故

令和6年2月は5件（死亡：0件、負傷：5件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は5件増加しました。

負傷事故の事例として、最初沈殿池の上槽内において、汚泥掻き寄せ機の点検中、後方に下がった際に、下層に降りるための開口部が開いており、転落し負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事務

令和6年2月は12件（死亡：2件、負傷：9件、物損：1件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は6件増加しました。なお、このうち死亡事故が2件発生しております。

既に全国の下水道管理者の皆様には注意喚起をさせていただきましたが、下記のとおり2件の死亡事故が発生しています。

1つは、ブロワ棟の建具更新に伴う工事において、脚立に登り大型建具枠周辺のモルタル詰め作業を行っていたところ、誤って足を踏み外してしまい、脚立と仮設壁の間を伝いながら、約1.9m下のコンクリート床に落下し頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されましたが死亡するという事故が発生しました。

また、もう1件は、開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約2.1mの掘削穴の中で、土留め矢板を設置するために作業員が手作業で掘削していたところ、側面の土砂が崩落し、作業員が崩落した土砂に埋まり、救急搬送されましたが死亡するという事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和6年2月は2件（水質事故：1件、その他案件：1件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は同数でした。

水質事故の事例として、中央監視設備の更新工事に伴い、制御信号の確認試験を行っていたところ、操作ミスにより分配槽バイパス弁を解放してしまい、水質基準を超過する放流水が河川へ流出する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

加藤：katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林：hayashi-h258@mlit.go.jp

上村：uemura-k2xa@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX:03-5253-1597

令和5年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和6年2月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故(総括)

(令和6年2月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (26)	35 (28)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (26)	35 (28)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)	20 (22)	22 (23)	30 (26)	35 (26)		-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)		5 (5)	5 (6)
	2. 負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	8 (9)	9 (8)	8 (9)	8 (4)		66 (68)	66 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	7 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	10 (9)	9 (8)	9 (9)	10 (4)		71 (73)	71 (79)
	累計	6 (4)	6 (10)	13 (12)	15 (22)	19 (28)	25 (36)	33 (43)	43 (52)	52 (60)	61 (69)	71 (73)		-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)		5 (5)	5 (6)
	2. 負傷事故	8 (4)	4 (8)	10 (5)	2 (12)	9 (8)	6 (11)	12 (11)	10 (10)	11 (9)	16 (12)	13 (4)		101 (94)	101 (101)
	合計	8 (4)	4 (10)	10 (5)	2 (15)	9 (8)	6 (11)	12 (11)	12 (10)	11 (9)	17 (12)	15 (4)		106 (99)	106 (107)
	累計	8 (4)	12 (14)	22 (19)	24 (34)	33 (42)	39 (53)	51 (64)	63 (74)	74 (83)	91 (95)	106 (99)		-	-

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年2月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	2 (3)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)		14 (10)
	2. 政令市	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		4 (4)
	3. 一般市	1 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (4)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	5 (3)	1 (0)		14 (12)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)		3 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (26)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (1)	0 (0)		8 (4)
	3. 処理場	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (3)	1 (1)	0 (1)	4 (2)	5 (0)		20 (13)
	4. ポンプ場	1 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		3 (4)
	5. その他	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)		3 (4)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (26)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	負傷事故	2 (0)	4 (3)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (25)
	1. 墜落・転落	1 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	2 (0)		16 (7)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)		4 (7)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)		2 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (2)
5. 転倒	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (0)		8 (2)	
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (2)	
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (0)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)		2 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
12. 公衆災害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (0)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)		0 (4)	
合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (26)	

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)		4 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)		4 (4)
	2. 委託先業者	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	6 (3)	5 (0)		30 (21)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	②負傷	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	6 (3)	5 (0)		30 (21)
	3. 第三者	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	②負傷	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)		35 (26)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)	20 (22)	22 (23)	30 (26)	35 (26)		-

※()書きは、前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年2月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
2月										
1	R6.2.1	3. 一般市	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	破砕機整備のため、回転刃を台車で運搬中に、運搬経路上の側溝蓋を止めているボルトに乗り上げ、台車が跳ね上がり、運搬していた作業員が回転刃と台車の間に手を挟み負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち手のない台車を使ったことで回転刃を抑えておく必要があり、事故原因に繋がったと考えられるため、重量物の運搬時には持ち手付きの台車使用を徹底する。 ・側溝蓋の固定方法をボルト止めから変更し、段差を解消する。 ・今回の災害事例を周知し、安全教育を徹底する。 	委託先業者	56	男	右手中指、薬指骨折
2	R6.2.1	1. 都道府県	処理場	⑤転倒	<ul style="list-style-type: none"> ・場内計装電気設備の部品取替作業において、水質測定機器の調整を行おうとした際、水処理施設の点検口留め金具につまみず転倒し、右肩を負傷した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に向けた安全大会を開催し、工事関係者全員に対して注意喚起を実施した。 ・危険個所にカラーコーンを設置し、トラテープを貼るなどの注意喚起を実施した。 	委託先業者	60代	男	右肩骨折
3	R6.2.19	1. 都道府県	処理場	①墜落・転落	最初沈殿池の上槽内において、污泥掻き寄せ機の点検中に、後方に下がった際に下槽に降りるための開口部から誤って転落し負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業で使用しない開口部は閉鎖し、使用する開口部は仮設柵等による養生を徹底する。 ・作業場所が暗い場合は、投光器等により十分な照度確保を徹底する。 ・今回の災害事例を周知し、安全教育を徹底する。 	委託先業者	32	男	左上腕骨折
4	R6.2.19	1. 都道府県	処理場	⑤転倒	流入水路の揚砂作業のため、水路を目視しつつ、機械操作を行いながら水路沿いを徒歩により移動していたところ、水路洗浄用ホースを入れるため開けていたマンホールに片足を踏み外し負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業従事者への安全教育の再徹底。 ・マンホール蓋は出入時のみの解放とし、作業時には、バリケードを立てて通路との分離を行う。 	委託先業者	49	男	左多発肋骨骨折
5	R6.2.29	1. 都道府県	処理場	①墜落・転落	消防点検業務中にポンプ棟内吸気ダクト内において、天井付近にある火災報知器の点検を行っている際に、誤ってダクトの最下段まで高さ約7mを転落し負傷した。	同様の点検作業を行う際には、監視作業員を配置し、作業状況に応じて注意喚起を図ることとした。	委託先業者	46	男	腰・肩・大腿骨骨折

:死亡事故 :負傷事故

3.工事事故 (令和6年2月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	2 (0)	3 (1)	0 (4)	3 (0)	3 (1)	3 (3)	0 (2)	0 (3)	1 (2)	3 (0)		18 (18)
	2. 政令市	6 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (2)	6 (1)	4 (2)	2 (2)		34 (24)
	3. 一般市	5 (2)	0 (5)	5 (1)	3 (5)	3 (4)	5 (5)	5 (4)	10 (6)	7 (5)	5 (8)	7 (3)		55 (48)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		4 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)		0 (2)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)	14 (10)	10 (12)	12 (5)		111 (97)
工事分類	1. 管きょ開削	6 (4)	6 (6)	5 (3)	3 (7)	7 (2)	7 (7)	9 (6)	9 (6)	9 (4)	6 (9)	9 (2)		76 (56)
	2. 管きょ推進	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)		2 (10)
	3. 管きょシールド	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)		3 (4)
	4. 管きょその他	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	2 (1)		9 (7)
	5. 処ボ土木建築	3 (0)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (2)	1 (2)	1 (1)		12 (11)
	6. 処ボ機械電気	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)		8 (9)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)		1 (0)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)	14 (10)	10 (12)	12 (5)		111 (97)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)		5 (5)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)		1 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)		3 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (4)
	負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	8 (9)	9 (8)	8 (9)	9 (4)		67 (68)
	1. 墜落・転落	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)	1 (2)	2 (2)	2 (0)	2 (1)	2 (5)	2 (0)		15 (15)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (3)	2 (3)	0 (0)	2 (4)	3 (3)	3 (2)	0 (1)	4 (2)		16 (21)
	3. 飛来・落下	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)		7 (2)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)		7 (4)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	2 (1)	0 (1)		5 (6)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)		4 (1)
7. 土砂崩壊	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (4)	
8. 交通事故	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)		4 (4)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
11. 火災・爆発	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (0)	
12-1. 公衆災害(人身)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (2)	2 (0)	1 (2)	1 (0)		6 (7)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)		1 (4)	
物損事故	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (2)	5 (2)	1 (3)	0 (1)		37 (24)	
12-2. 公衆災害(物損)	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (2)	5 (2)	1 (3)	0 (1)		37 (24)	
合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	4 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	11 (11)	14 (10)	9 (12)	9 (5)		104 (97)	

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)		5 (5)
	2. 負傷	6 (4)	0 (4)	9 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (9)	8 (7)	8 (9)	9 (8)	11 (9)	8 (5)		71 (70)
	合計	6 (4)	0 (6)	9 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (9)	8 (7)	10 (9)	9 (8)	12 (9)	10 (5)		76 (75)
	累計	6 (4)	6 (10)	15 (12)	17 (22)	21 (28)	27 (37)	35 (44)	45 (53)	54 (61)	66 (70)	76 (75)		-

※ () 書きは、前年度(令和4年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年2月末時点

NO.	発生日月	事業主体			従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業					年齢	性別	被害状況
2月											
1	R6.2.2	3.一般市	1.管きよ開削	土留設置工	下水圧送管布設工事において、土留矢板を打ち込んでいたところ、作業員が土留めとバイプロハンマーのかみ込み不足に気づき、かみ込みを修正しようとした際に、咄嗟にバイプロハンマーをつかんでしまったことから、小型電動式バイプロハンマーのVベルトに接触し、左環指を切断	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	41	男	左環指切断	
2	R6.2.3	3.一般市	1.管きよ開削	路盤工	舗装路盤の作業中において、規制箇所を一般車両が通過するにあたり、停車中であった3tローラーが支障となっていたため、3tローラーを動かした際に、前方で転圧作業中だった作業員(罹災者)がローラーに左足を巻き込まれ負傷	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	28	男	左足スネ骨折	
3	R6.2.8	1.都道府県	1.管きよ開削	地盤改良	地盤改良のため道路を削孔したところ、道路下に埋設されていた水道管(Φ100)を損傷させ漏水が発生。その後、漏水箇所を通行した第3者が転倒し負傷	現場内	12-1.公衆災害(人身)	57	男	左ひざの開放創、右ひざ擦過傷	
4	R6.2.9	1.都道府県	4.管きよその他	土留め設置(覆工板にて道路開放)	管更生工事の準備工として、既設管へ負担がかからないように既設管の上部に覆工板をかけるための矢板の打ち込み作業を行った後、矢板打ち込みが完了した箇所については道路を開放していたところ、矢板間の道路をトレーラーが通行した際に陥没が発生し車両が損傷した。	現場内	14.その他	-	-	通行車両の損傷	
5	R6.2.9	3.一般市	1.管きよ開削	転圧作業	水路の復旧作業のため敷均し作業を行っていたところ、既設のもたれ式擁壁が水路側へすべり、擁壁上部にあった6段積みブロック塀が倒壊したことから、水路内で作業をしていた作業員(罹災者)が負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	26	男	骨盤及び鎖骨骨折	
6	R6.2.10	2.政令市	1.管きよ開削	土留め設置	ボックスカルバートの上で、土留支保の間隔調整作業を行っていたところ、ボックスカルバートの開口部φ900(マンホール築造予定箇所)より転落し負傷。	現場内	1.墜落・転落	43	男	腰椎骨折・頭部打撲	
7	R6.2.15	3.一般市	1.管きよ開削	路盤工	路盤作業時において、3t級バックホウで3tダンプから碎石を荷下ろし、作業員が人力で敷均し作業を行っていたところ、バックホウが50cm程度後方に動きバックホウのキャタピラーに作業員(罹災者)の左足が巻き込まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	22	男	左足立方骨骨折・左第二足指MP関節脱臼	
8	R6.2.20	1.都道府県	5.処ボ土木建築	資材運搬	焼却炉6号炉の5階から4階へ、運搬用器具(パレット2枚)を両手に抱えて搬送していたところ、器具が階段に接触し、その反動で踏み、階段中段から4階床面へ転落。床のグレーチングに顔からぶつかり負傷した。	現場内	1.墜落・転落	50	男	唇2針、額部十数針の縫合歯突起骨折	
9	R6.2.24	2.政令市	5.処ボ土木建築	扉設置作業	大型建具枠周りのモルタル詰め作業を脚立に登り行っていたところ、誤って足を踏み外してしまい、脚立と仮設壁の間を伝いながら約1.9m下のコンクリート床に落下し、救急搬送されたが、死亡が確認された。	現場内	1.墜落・転落	67	男	死亡	
10	R6.2.26	3.一般市	1.管きよ開削	土工作業	掘削作業中において、バックホウ運転手の作業着がレバーに引っかかっていることに気が付いていない状態でシートにもたれかかったところ、誤ってレバーを引っ張ってしまい、アームが誤作動で旋回した際に、アームとダンプトラックの間にいた作業員(罹災者)が挟まれ、負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	71	男	肋骨骨折	
11	R6.2.26	3.一般市	1.管きよ開削	土留め設置	開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約2.1mの掘削穴の中で、土留め矢板を設置するために作業員が手作業で掘削していたところ、側面の土砂が崩落し、作業員が崩落した土砂に埋まり救急搬送されたが、死亡が確認された。	現場内	7.土砂崩壊	34	男	死亡	
12	R6.2.26	3.一般市	1.管きよ開削	不陸整正	不陸整正中において、0.1m3バックホウが後退した際に、背後にいた作業員(罹災者)と接触し、左足甲部を負傷した。	現場内	6.激突	66	男	左足甲の開放骨折	

死亡事故 負傷事故 物損事故

4.水質事故等 (令和6年2月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)		36 (34)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)	15 (20)	19 (20)	24 (23)	27 (26)	31 (29)	34 (32)	36 (34)		-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (2)		7 (7)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (1)	1 (0)		6 (12)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (0)	4 (2)	1 (2)	4 (1)	1 (1)	0 (0)		22 (13)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)		36 (34)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	2 (0)	1 (3)	0 (1)		14 (15)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		10 (2)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (2)	2 (0)	2 (1)		10 (8)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (4)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)		36 (34)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (1)		20 (12)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (0)	0 (2)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)		11 (10)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)		5 (12)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)		36 (34)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)		1 (4)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)		3 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (3)	0 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)		6 (5)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (2)	1 (0)	0 (2)	1 (1)		21 (14)
	⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)	1 (3)	4 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (1)	3 (2)	1 (2)		31 (27)
その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)		5 (7)	
水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)		36 (34)	
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (7)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	合計	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (7)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年2月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
2月						
1	R6.2.16	2.政令市	処理場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	<p>中央監視設備の更新工事に伴う制御信号の確認試験において、作業員がバイパス弁の信号を勘違いし操作ミスが起こり、分配槽バイパス弁が数分間開き、未処理の汚水が河川に流出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出判明後、バイパス弁の即時閉鎖を行った。 ・本件事故事例を作業員へ周知し、作業要領への反映を指導する。 ・確認試験時に操作ミスがあったとしても、機械が作動しないよう、養生を徹底する。
2	R6.2.20	1.都道府県	処理場	その他案件	—	<p>固形燃料化施設の炭化炉ガスダクトにおいて、温度を上昇させるため、熱風調整ダンパを操作したところ、急激な開操作により酸素が過剰供給され、ダクト入口の煤が発火し出火した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火後、作業員が消火器により消火し鎮火した。 ・熱風調整ダンパの急激な開操作の防止のため、ダンパの開度基準を定め、徐々に操作することとした。 ・ダンパの開操作について、作業標準書に記載することとした。

事務連絡
令和6年3月27日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4の2）について （令和6年2月24日兵庫県神戸市発注工事に伴う死亡事故）

本年2月24日、兵庫県神戸市発注のブロワ棟の建具更新に伴う工事において、脚立に登り大型建具枠周辺のモルタル詰め作業を行っていたところ、誤って足を踏み外してしまい、脚立と仮設壁の間を伝いながら、約1.9m下のコンクリート床に落下し頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・ 足場を設置せずに脚立を用いて作業を実施したこと。
- ・ 脚立を押さえるといった補助者が未配置でありながら、適切な使用方法を守らずに一人で作業を実施したこと

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

別紙

【事故発生状況】

- ・ ブロワ棟の建具更新に伴う工事で、大型建具枠周辺のモルタル詰め作業を2名で行っていた。
- ・ 1人は作業完了箇所の片付けを行い、残り1人で脚立で作業にあたった。その後足を踏み外し、脚立と仮設壁の間を伝いながら約1.9 m下のコンクリート床に落下した。
- ・ 頭を強打したことで意識不明となり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【再発防止策】

- ・ 高所作業前に手順を再確認する。
- ・ 作業者の状態を確認する。(年齢・運動能力)
- ・ 脚立による作業を原則禁止する。
- ・ 建具の室内側にはクサビ式緊結足場を設置し、足場移動が必要な室外側には、仮設移動式の足場を設置して作業する。
- ・ 各足場への昇降時等には安全ブロック及びロープ式安全帯を使用して転落事故を防止する。
- ・ 定期的に作業現場を巡回する。

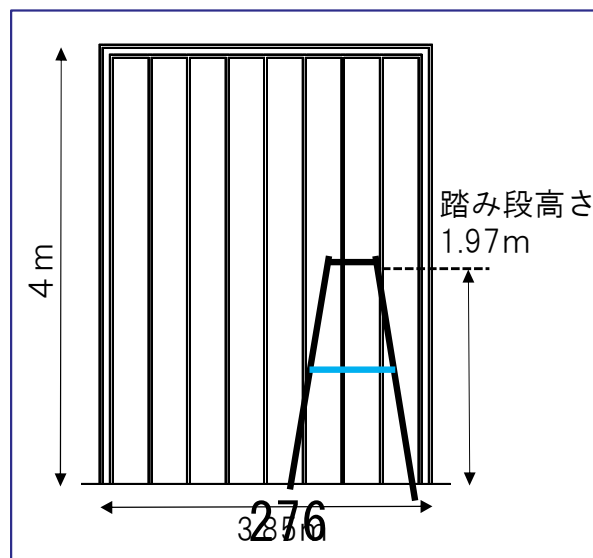
【事故発生原因】

- ・ 足場を設置せずに脚立を用いて作業を実施したこと。
- ・ 施設稼働中のなか施工スペースを確保できず、狭い仮設間仕切内部で作業を行ったこと。
- ・ 脚立の適切な使用方法を守らずに作業を実施したこと。
- ・ 脚立を押さえる補助者を配置せず、一人で作業を実施したこと。

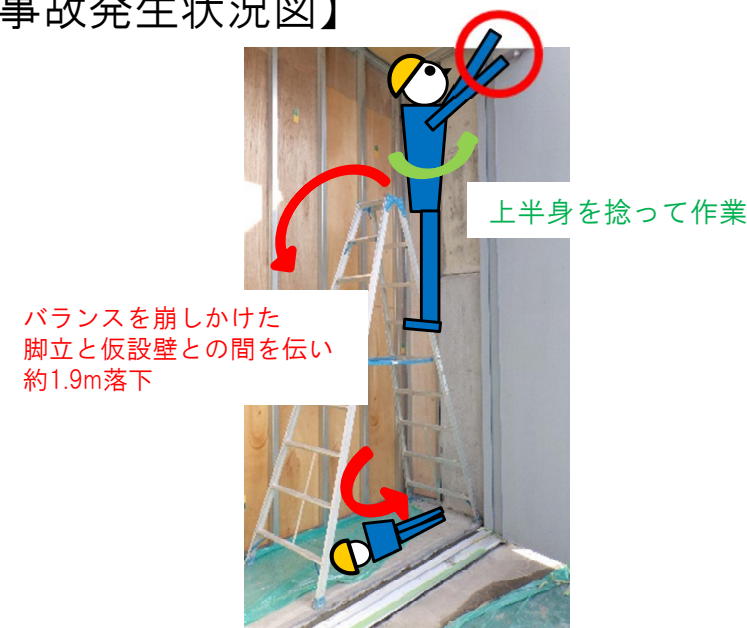
【位置図】



【現況図】



【事故発生状況図】



事務連絡
令和6年3月27日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その5の2）について （令和6年2月26日千葉県市川市発注工事に伴う死亡事故）

本年2月26日、千葉県市川市発注の開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウで掘削作業を行った後、深さ約2.1mの掘削穴の中で、土留め矢板を設置するために作業員が手作業で掘削していたところ、側面の土砂が崩落し、作業員が崩落した土砂に埋まり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・掘削深1.5mを超える深さであったにもかかわらず、土留め設置前に掘削断面内へ立ち入り、作業を実施したこと。
- ・作業員を単独で作業させてしまったことにより、掘削時に地山の異変、予兆を確認することができなかったこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。

同様の安全対策の不備による死亡事故が複数発生しており、各下水道管理者におかれましては、改めて工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底を確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を再度徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

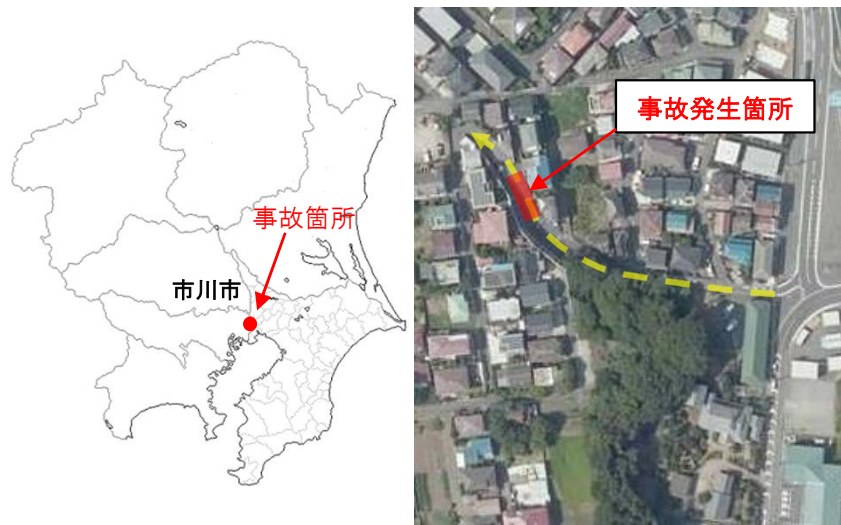
開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウで掘削作業（幅1.0m、延長4.0m、掘削深約2.1m程度）を行った後、土留め矢板を設置するために、作業員がスコップにより手作業で掘削をしていたところ、側面の土砂が崩落し、作業員が全身生き埋めとなった。

通報を受けた救急隊により救助され、救急搬送されたが、死亡が確認された。

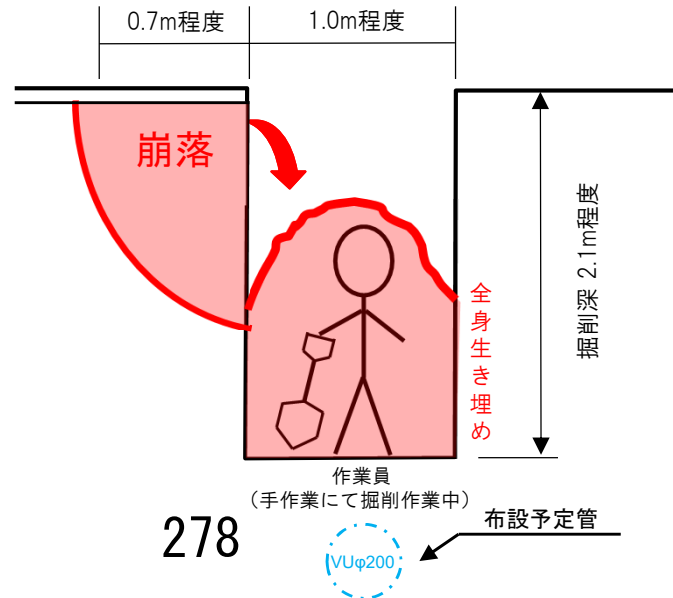
【事故発生原因】

- 掘削深1.5mを超える深さであったにもかかわらず、土留め設置前に掘削断面内へ立ち入り、作業を実施したこと。
- 作業員を単独で作業させてしまったことにより、掘削時に地山の異変、予兆を確認することができなかったこと。

【平面図】



【状況図】



278

【再発防止策】

- 1.5mを超える深さの掘削作業を行う時は、必ず先行して土留めを設置したのちに掘削作業を行う。
- 土留めの設置前に作業員が立ち入らないよう徹底する。
- 掘削作業を行う際は、地山の掘削作業主任者が、地山の状況や湧水の有無を注意深く監視する。
- 地山の掘削作業主任者等が、地山が弱いと判断した場合は、掘削深さにかかわらず、直ちに仮止めなどの事前対策を行う。

【状況写真】



側面の地山が崩落し、作業員が埋められた。

事務連絡
令和6年3月28日

各都道府県下水道担当課長 殿

(北海道、宮城県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、
新潟県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県)

各政令指定都市下水道担当部長 殿

(以上各地方整備局経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部
流域下水道計画調整官

合流式下水道緊急改善事業の事後評価について

合流式下水道緊急改善事業の事後評価については「社会資本整備総合交付金交付要綱（令和5年3月31日国官会第24463号）」及び「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和5年4月3日国水下企第110号、国水下事第42号、国水下流第34号）」（以下、「運用通知」と言う。）等に従い、事業計画期間終了後に実施する必要があります。

実施にあたっては、以下の3点について遺漏なきようお取り計らいください。

- ・下水道法施行令に基づき実施された合流式下水道緊急改善事業の目標（「汚濁負荷量の削減」「公衆衛生上の安全確保」「夾雑物の削減」）に関して評価する他、「効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き（案）（平成20年3月国土交通省）」等を踏まえた放流先の水質改善状況やオイルボールの減少数、苦情発生回数等の事業効果を活用して評価することが望ましい
- ・「運用通知Ⅲ.2.(3)」等に従い、評価の透明性や客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること
- ・評価の実施時期は、原則として事業完了後3年以内とし、令和8年度までに事後評価を行う。
また、評価結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出すること

併せて、各都道府県におかれては、管内の令和5年度を期限に合流式下水道緊急改善事業を実施してきた市町村に周知をお願いします。

※既に事後評価を実施し、評価結果の公表及び国土交通省に提出を済まされている自治体におかれては、参考となります。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 9 日

都道府県 下水道担当課長 殿
政令指定都市 下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局経由)
市町村 下水道担当部・課長 殿
(上記、都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド(案)の活用について

国土交通省では、地方公共団体における厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期かつ低コストで機動的な未普及解消のための新たな整備手法を検討するため、国土技術政策総合研究所等の関係機関と連携して、「下水道クイックプロジェクト」を推進してきたところです。

今般、「工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）」を採用している北海道標茶町の技術評価が完了したことから、技術評価書を基に以下の技術利用ガイドを策定しました。

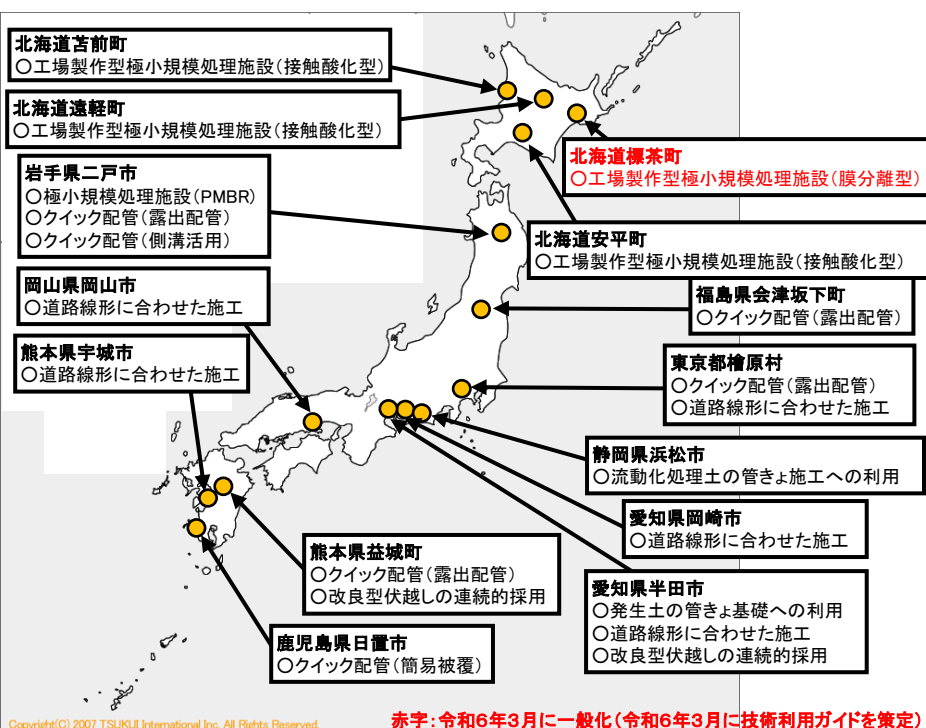
- ・下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド(案)～工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）編～

つきましては、早期の未普及解消や人口減少等を踏まえた改築・更新、広域化・共同化計画の見直し等の検討にあたり、各地方公共団体におかれては、本技術利用ガイドをご活用いただき、円滑な導入、技術の普及、適切な施工による品質の確保に努めていただきますようお願いいたします。なお、今回の技術利用ガイド(案)の公表をもって、クイックプロジェクトのすべての社会実験が完了し、一般化されたこととなります。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

- ・参考資料を添付

- 国土交通省では、地方公共団体における厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期かつ低コストで機動的な未普及解消のための新たな整備手法を検討するため、平成18年度に「下水道未普及解消クイックプロジェクト(現:下水道クイックプロジェクト)」を創設し、14市町村において8つの技術の社会実験を実施。
- 令和6年3月までに、14の市町村で社会実験が完了し、8つの技術が広く普及を図る技術として一般化。
- 一般化された技術については、採用する地方公共団体の円滑な導入、技術の普及、適切な施工による品質の確保を図るため、「下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド(案)」(以下「技術利用ガイド」という。)を策定。
- 令和5年度においては、「工場製作型極小規模処理施設(膜分離型)」を採用した北海道標茶町の技術が一般化したことから、令和6年3月に以下の技術利用ガイドを策定。
 - 下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド(案)～工場製作型極小規模処理施設(膜分離型)編～



新たな整備手法		整備手法のイメージ	モデル市町村 ※採択受理順	技術の一般化年度 (技術評価書)	技術利用ガイド 策定年度	令和3年度末時点の採用自治体数および採用数量 (社会実験実験含む)
流動化処理土の管きょ施工への利用			静岡県浜松市	H20	H21	21自治体 約4.5km
発生土の管きょ基礎への利用			愛知県半田市	H21	H23	57自治体 約306.7km
道路線形に合わせた施工			愛知県半田市 愛知県岡崎市 熊本県宇城市 岡山県岡山市 東京都檜原村	H21	H23	192自治体 約709.7km
改良型伏越しの連続的採用			愛知県半田市 熊本県益城町	H21	H23	8自治体 約1.2km
クイック配管	露出配管		熊本県益城町 東京都檜原村 福島県会津坂下町 岩手県二戸市	H23	H23	44自治体 約10.9km
	簡易被覆		鹿児島県日置市			6自治体 約2.5km
	側溝活用		岩手県二戸市			6自治体 約0.8km
極小規模処理施設(PMBR)			岩手県二戸市	R4	R4	1自治体
工場製作型極小規模処理施設(接触酸化型)			北海道苫前町 北海道遠軽町 北海道安平町	H24 R4改訂	H24 R4改訂	4自治体
工場製作型極小規模処理施設(膜分離型)			北海道標茶町	R5	R5	1自治体

※一般化された技術の詳細については、以下をご参照ください。

- 下水道クイックプロジェクト 下水道の社会実験～早く来い来い下水道!～
URL: <https://www.mlit.go.jp/crd/sewage/mifukyu/index.htm>
- 国土交通省下水道部HP 「下水道クイックプロジェクト(令和5年度)」
URL: https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewage/mizukokudo_sewage_tk_000796.html
- 下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル
本編【未普及解消計画策定編】
URL: <https://www.mlit.go.jp/common/001225268.pdf>
資料編
URL: <https://www.mlit.go.jp/common/001225270.pdf>

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由）
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

令和6年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方をお願いいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

記

I. 計画等

1 測量設計費について

以下の①～⑬の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

- ①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。
- ②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、その他の施設計画の検討業務。

- ④合流式下水道の改善に係る検討（特定水域合流式下水道改善事業計画の策定を含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び令和5年度までに下水道法施行令に基づき実施された合流式下水道緊急改善事業についての評価の実施に係る調査。
- ⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoTを用いるものを含む。）業務。
- ⑥ディスプレイ導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。
- ⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。
- ⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。
- ⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。
- ⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。
- ⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設設計等を実施する業務。
- ⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。
- ⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoTを用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。
- ⑮汚泥等の肥料・燃料としての利用に係る計画の検討業務（汚泥等の成分分析、肥料・

燃料の試験又は分析を含む)、複数処理区の汚泥等(他の污水处理施設から発生する汚泥及び汚泥以外のバイオマスを含む。(以下同じ。))の集約処理や複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理に係る計画の検討業務。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」(平成29年9月15日付け国水事第38号)に基づく、施設の設計見直しに係る検討業務。

2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会資本整備総合交付金交付要綱「イ-7-(1)、ロ-7-(1)通常の下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

II. 管渠

3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

- 流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の $1/3$ となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね1,000人以上となる地点に決定できるものとする。

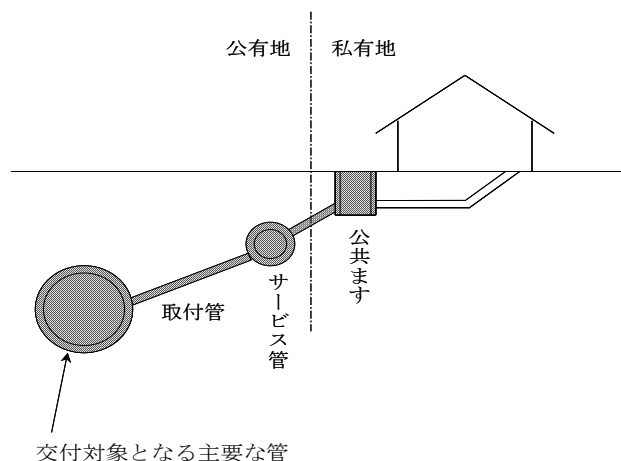
1) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第62号)の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。

(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の $1/3$ 、または処理人口1,000人で決定する必要はない。)

- 大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難しい場合については個別に相談されたい。

4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について



公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠（以下「サービス管」という。）を敷設した方が経済的に有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

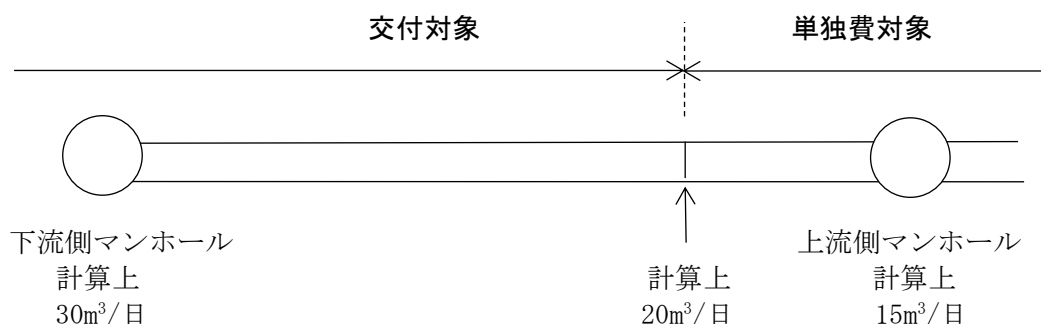
5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠（地方単独費で施工する管渠）に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

【参考】

5について

（例）一般市(乙)の分流式の污水管渠で第2種の場合
 （予定処理区域の面積：100ha 以上）



6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管（ネットワーク管を含む。）を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設とした場合の仮想の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築につ

いて既存管渠を2条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器は、交付対象とする。

10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用についてⅧ 1.（2）①若しくは②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

11 光ファイバー対応管について

光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。

②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グラインダーポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。

③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。

④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。

⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とする。

13 貯留・浸透施設について

下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせることで整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面積とみなすものとする。

14 汚水に関する下水道管渠の維持更新について

汚水に関する下水道管渠の維持更新については、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年告示第 1705 号）第 6 項第 10 号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が 95%以上とする。

②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第 2 条の 2 の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されないまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

- 1) 当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。
- 2) 管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和 3 年 4 月 2 日国水事第 1 号）3（8）において、「令和 2 年度までに設計を実施したもの」とは、令和 2 年度予算にて設計業務に着手し、令和 3 年度内に完了したものを含むこととする。

16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成 15 年 5 月 30 日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占有条件により指示された面積についても交付対象となる。

Ⅲ. 処理場

17 放流水の脱色設備について

脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。

18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について

必要性が認められれば交付可能である。

19 場内配管の更生工事について

一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。

20 汚泥処理設備について

下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。

Ⅳ. 共通

21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について

改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。

22 工事施工調整会議（通称）について

公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。

23 下水道工事に関する施工合理化調査等について

下水道用設計標準歩掛に関する施工合理化調査や土木工事積算基準に関する諸経費動向調査等に係る調査費用については、交付対象となる。

24 補償費の取扱いについて

交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。

25 アスベスト対策について

ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。

26 耐震化について

布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化の一環として実施可能である。

27 処理施設等の津波対策について

「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。

28 下水道施設のネットワーク化について

改築時に必要となる機能確保・汚水処理の効率化などの平常時の施設の効率的かつ適切な管理及び災害時の施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化・二条化施設に関し、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象となる。

29 圧力管の二条化について

圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。

30 雨量レーダーの設置について

雨量レーダーについては、XRAIN の活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAIN の情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。

31 コンセッション等 PFI 事業における SPC 運営経費について

コンセッション等 PFI 事業における SPC の活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。

32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について

下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。

なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。

33 効果促進事業について

下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果促進事業の対象としていることに留意されたい。

- ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
- ・ 排水ポンプ車の整備
- ・ 内水ハザードマップを活用した防災訓練
- ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施
- ・ 広報活動, 環境教育の推進(学校教育への支援等)
- ・ 下水道 BCP の策定
- ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
- ・ 排水設備の設置促進(間接補助)
- ・ カラーマンホール蓋の設置(主要な管渠に付帯するものに限る。)

国水下企第113号
国水下事第50号
国水下流第55号
令和6年4月1日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿
（以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由）
独立行政法人 都市再生機構担当部長
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長
下水道事業課長
流域管理官
（公印省略）

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

令和6年3月29日付け国官会第26991号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 水道・下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 水道・下水道事業のうち下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市（政令指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方よろしくお願ひする。

記

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。

- ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
- ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設
- (3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。
- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
- ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認することとする。
- また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認することとする。
- ・放流先の河川の水位上昇に伴う樋門等が閉鎖された場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
 - ・ポンプ施設の耐水化を行う場合については、浸水によってポンプ施設が機能停止した場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
- イ) 効率的雨水管理支援型
- (1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。
- ・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

2. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) ④に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・樋門等とは、樋門及び樋管とする。
 - ・自動化とは、樋門等について、電動化や、センサー等により自動で閉鎖できるようにすることとする。
 - ・無動力化とは、樋門等における逆流時に電力等を用いずに閉鎖できるようにすること（フラップゲートの設置等）とする。
 - ・遠隔化とは、樋門等を遠方で監視・操作できるようにすることとする。
- (2) ⑤に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・ポンプ施設とは、雨水・汚水の排水を担う施設（マンホールポンプを含む。）とする。
 - ・耐水化とは、防水扉の設置、電気設備の上階への移設、防水仕様の設備への更新等とする。
- (3) ⑥、⑦に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めることとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握することとする。

(4) ⑥、⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないこととする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
- ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定(水位観測計画の策定等を含む。)に係る調査を含むこととする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等(校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。)とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画

- (1) 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に下水道浸水被害軽減総合計画を記載するものとしているが、雨水管理総合計画に(3)の事項を定めている場合は、この限りではない。
- (2) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表することとする。
- (3) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項（流域水害対策計画を策定している場合は④のみ）を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の

参画を得て策定する。

- ① 対象地区の概要及び選定理由
- ② 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
- ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
- ④ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
- ⑤ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
- ⑥ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
- ⑦ その他必要な事項

4. 留意事項

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設（3.（1）に該当する場合は同等の施設）は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

Ⅱ. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
 - ・当該予定処理区域内の施設(処理場、ポンプ場、管渠)の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
 - ・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
 - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
 - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「感染症拠点病院」、「災害拠点病院」とは、以下のとおりとする。
 - ・感染症拠点病院とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関とする。
 - ・災害拠点病院とは、厚生労働省の災害拠点病院指定要件に基づき、都道府県が指定する病院とする。
- (4) 「帰宅困難者一時滞在施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・都道府県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受ける、又は協定を締結した施設とする。
- (5) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
 - ・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (6) 「イー7-(2) 2. ア)の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7-(2) 2. ア)」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7-(2) 2. ア)」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (7) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場(跡地を含む。)又は住宅地でない地区であることをいう。
 - ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設

②官公庁施設

(8) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。

- ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は除く。

3. 下水道総合地震対策計画

(1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むこととする。

(2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 対象地区の選定理由
- ③ 計画目標
- ④ 計画期間
- ⑤ 防災対策の概要
- ⑥ 減災対策の概要
- ⑦ 計画の実施効果
- ⑧ 下水道BCP策定状況（なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）

Ⅲ. 特定水域合流式下水道改善事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が10億円以上であること。
 - ・「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める計画期間5年間以内に実施予定の事業の合計額が10億円以上であることとする。
- (2) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること。
 - ・費用便益比が1を超えていることが確認できる
 - ・費用効果分析は、合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁に伴う河川浮遊物等の回収や河川清掃作業、底泥の浚渫作業等の実績を勘案して算出する。また、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（令和5年9月改定）」による算出も可能とする。
- (3) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること。
 - ・「多様な主体による協議会等」とは、地域の水環境へのニーズを的確に把握し、事業への合意形成を図るため、環境・河川部局、地域住民・団体、企業等で構成される組織等である。
 - ・「地域の合意形成が図られている」とは、①地域の水環境や水辺利用の計画が定められているまたは、②協議会等が設置され、具体的な水域の目標が設定されていることである。
- (4) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること。
 - ・多様な主体との取組みと合わせて合流式下水道の改善対策が実施する計画となっていること。
 - ・河川事業等とは、河川部局による河床の整正、堆積物等の浚渫、浄化設備の設置等や、環境部局による雨天後の河川のモニタリング調査等、地域住民・団体による清掃活動、水辺や水生生物の調査等が考えられる。
- (5) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値の超過などが確認されていること。
 - ・「雨天後の水質調査」は、以下のとおり行うこととする。
 - ①採水は、雨天後48時間程度を目安に行うことを基本とする。
 - ②水質調査回数は、年間2回程度とする。
(既存の水質調査データを活用することもできる。)
 - ③上記を除くその他の水質調査方法は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に準じる。

2. 特定水域合流式下水道改善事業計画における留意事項

- (1) 特定水域合流式下水道改善事業計画は、特に対策を必要とする特定の水域ごとに策定することを原則とする。

(2) 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に特定水域合流式下水道改善事業計画を記載する。

(3) 下水道法事業計画との関係

特定水域合流式下水道改善事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

IV. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

(1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。

(2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 留意事項

(1) 事業計画の作成

1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。

2) 事業計画では、以下の事項を記載する。

① 対象地域の概要

地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等

② 事業期間

年次計画の概要等

③ 整備効果

出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。

④ ネットワーク化施設等の概要

ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等

⑤ 河川管理者との事業実施区分

施工区分等

(2) 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(3) 施設の運用方法及び維持管理

1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相

互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。

2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(4) 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。